

北九消協第50号  
令和4年12月14日

各消防団長 様

消防協会長 古賀 憲二

綱紀肅正の徹底について（通知）

消防団員の綱紀肅正については、これまでも機会ある毎に注意を喚起し、指導を要請してきたところであります。

特に、飲酒運転については、重大事故につながりかねない悪質な違反行為であり、地域の安全・安心を担う消防団に対する市民の信頼を大きく失墜させることとなります。

これから年末年始を控え、飲酒の機会が多くなる時期であることから、改めて所属の消防団員に対し、飲酒運転防止や特別職の地方公務員としての自覚、服務規律の厳正な保持について、指導の一層の徹底をお願いします。

なお、消防団員が懲戒処分に関する指針に掲げるような非違行為を行った際には、処分の量定によっては、報道機関への発表や、退職報償金が不支給になる場合があることを申し添えます。

北九州市消防協会  
TEL：582-3819